

**第127回新生ふくしま復興推進本部会議
第36回福島イノベーション・コースト構想推進本部会議
合同会議 議事録**

- 日時：令和5年7月20日（木）16：30～16：35
- 場所：危機管理センター災害対策本部会議室（北庁舎2階）

【鈴木副知事】

新生ふくしま復興推進本部会議、福島イノベーション・コースト構想推進本部会議の合同会議を開催いたします。

早速、議題「福島復興再生基本方針（案）」について、企画調整部長。

【企画調整部長】

資料1を御覧ください。本年6月の福島特措法改正による特定帰還居住区域の整備や復興の進捗等を踏まえ、政府において「福島復興再生基本方針」を改定する予定です。今月14日に改定案が示され、福島特措法の規定に基づき、福島県知事の意見を求められているところであります。

改定案の全体構成につきましては、資料左側のとおり、第1部が原子力災害からの福島の復興及び再生、第2部が避難指示・解除区域の復興及び再生、第3部が福島全域の復興及び再生となっております。

今回、県内の全ての市町村から意見を伺った上で、資料右側のとおり、県知事意見案をとりまとめております。その内容は、1. 本方針（案）に基づく施策実施に必要な予算の確保、2. 避難指示・解除区域の復興及び再生、3. 福島全域での安心して暮らすことのできる生活環境の実現、4. 福島イノベーション・コースト構想の推進等、5. その他福島の復興及び再生を推進するための措置の大きく5項目となっております。特定帰還居住区域について、住民の帰還に関する意向を丁寧に把握した上で、早期の避難指示解除に向け、責任を持って取り組むことや、第2期復興・創生期間後においても、十分な財源をしっかりと確保することなどについて意見したいと考えております。

引き続き、全庁一丸となって復興・再生に取り組んでまいります。

【鈴木副知事】

今の説明に関して、何かありますか。

無ければ、原案のとおり決定することといたします。知事からお願いいたします。

【内堀知事】

震災と原発事故から12年が経過をする中、福島復興・再生の要である福島復興再生特別措置法、それに基づく基本方針、再生計画による様々な措置や取組によって、着実に復興の歩みを進めてきました。

一方で、避難地域の復興・再生、廃炉と汚染水・処理水対策、風評と風化の問題などに加え、復興のステージが進むにつれ、新たに顕在化する課題にも対応する必要があるなど、福島の復興は今後も長く厳しい戦いが続きます。

今回の基本方針の改定案には、特定帰還居住区域の整備など福島の復興の推進のために重要な事項が盛り込まれており、中長期にわたり必要となる財源をしっかりと確保した上で、新しい方針に基づく施策等が確実に実施されることが不可欠です。

政府においては、福島県の意見を踏まえ、速やかに基本方針を閣議決定し、引き続き、地元の声を真摯に受け止め、県・市町村、関係機関と一丸となって、復興・再生を進めていただきたいと考えています。

各部局においても、この新たな基本方針に基づき、復興が更に加速するよう、国・市町村等と連携して取組を進めてください。

【鈴木副知事】

以上で合同会議を終了します。